公益社団法人岩手県看護協会 定款

(平成24年4月26日 医推第163号認定)平成28年6月18日施行

- 第1章 総則(第1条~第2条)
- 第2章 目的及び事業 (第3条~第4条)
- 第3章 会員(第5条~第11条)
- 第4章 総会(第12条~第20条)
- 第5章 役員(第21条~第31)
- 第6章 理事会(第32条~第41条)
- 第7章 委員会(第42条~第43条)
- 第8章 事務局 (第44条)
- 第9章 支部(第45条)
- 第10章 事業所 (第46条)
- 第11章 資産及び会計(第47条~第53条)
- 第12章 定款の変更、合併及び解散等(第54条~第58条)
- 第13章 公告(第59条)
- 第14章 補則 (第60条)

附則

公益社団法人岩手県看護協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人(以下「本会」という。)は、公益社団法人岩手県看護協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、公益社団法人日本看護協会(以下「日本看護協会」という)との連携のもと、保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下「看護職」という。)が、教育と研鑽に根ざした専門性に基づき、看護の質の向上を図るとともに、安心して働き続けられる環境づくりを推進し、あわせて地域のニーズに応える保健医療を推進することにより、県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 教育等看護の質の向上に関する事業及び学会の実施に関する事業
 - (2) 看護職の労働環境等の改善による働き続けられる環境づくりの推進に関する事業
 - (3) 看護に関する知識の普及啓発及び相談に関する事業
 - (4) 看護職の就業の促進及び看護職の確保に関する事業
 - (5) 地域ケアサービスの実施及び促進等による県民の健康と福祉の増進に関する事業
 - (6) 日本看護協会との相互協力及び連携に関する事業
 - (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に規定する事業は、岩手県において行う。

第3章 会員

(種別)

- 第5条 本会の会員は、次の2種とする。
 - (1)正会員 岩手県内に勤務し、又は居住する保健師、助産師、看護師又は准看護師(以下「看護職」という。)であって、本会の目的に賛同して入会したもの(ただし、名誉会員は除く。)
 - (2) 名誉会員 看護事業に顕著な功績があり、かつ本会に功労があった看護職であって、理事会が推薦し、本人の承諾を得て総会において承認されたもの
- 2 前項第1号の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律 第48号。以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、定款細則に定める入会手続きにより、申し込むものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、定款細則に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 正会員は、定款細則に定める退会の申出により、任意に退会することができる。

(除名)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、すべての正会員の3分の2以上 の決議に基づき、除名することができる。
 - (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他正当な事由があるとき。
- 2 除名の決議を行う場合、その会員に対し、総会の1週間前までに理由を付してその旨を通知し、 総会において、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 除名が決議されたときは、会長は、その会員に対して、除名の理由を明らかにし、直ちにその 旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 看護職の資格を喪失したとき。
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
 - (4) 第7条に定める会費を、定款細則に定める日までに納入しなかったとき。
 - (5) すべての正会員の同意があったとき。

(会員資格喪失に伴う拠出金品の不返還)

第11条 本会は、会員資格を喪失した者が既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成及び議決権)

- 第12条 総会はすべての正会員をもって構成する。
- 2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- 3 総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第13条 総会は、次に掲げる事項を決議する。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 入会金及び会費の額
 - (4) 理事及び監事の報酬等の額
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (6) 名誉会員の承認
 - (7) 会員の除名
 - (8) 本会の解散、残余財産の処分及び公益目的取得財産残額の贈与

- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) その他総会で決議するものとして法令又は定款において定められた事項

(種類及び開催)

- 第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
- 2 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

- 第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、遅滞なく、その日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を、開催 1週間(法人法第38条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には2週間)前まで に、会員に通知しなければならない。

(議長)

- 第16条 総会に議長団を置く。
- 2 議長団は、3名以上とし、総会においてそのつど、出席正会員の中から選出する。
- 3 議長は、議長団内で互選により決定する。

(定足数)

第17条 総会は、すべての正会員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

- 第18条 総会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、すべての正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、すべての正会員の3分の2以上の決議をもって 行わなければならない。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 本会の解散
 - (5) その他法令に定められた事項

(委任等)

- 第19条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は 他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の適用については、その正会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、総会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印 (電子署名を含む。以下同じ。) しなければならない。

第5章 役員

(役員の設置)

- 第21条 本会に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 23名以上26名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事、3名以内を常務理事、4名以内を 職能理事、2名を書記理事、2名を会計理事、10名を地区理事、1名を准看護師理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、副会長、専務理事 及び常務理事を法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって選定及び解職する。
- 3 前項において、理事会は、総会の決議により選出された会長候補者及び副会長候補者から会長 及び副会長を選定する方法によることができる。
- 4 第2項の場合において、理事会は、会長が推薦する専務理事候補者及び常務理事候補者から専 務理事及び常務理事を選定する方法によることができる。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞な くその旨を岩手県知事に届け出なければならない。

(役員の欠格事由)

- 第23条 次に掲げるものは、本会の役員となることができない。
 - (1) 法人法第65条第1項各号に掲げられた者
 - (2) 法人法第65条第1項第3号に該当する罪刑 又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
 - (3)公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第6条第1号に該当する者
 - (4) 認定法第6条第1号口に該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で 起訴されている者

(役員等の親族等割合の制限)

- 第24条 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が、理事の総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 2 他の同一団体(認定法第5条第11号の委任を受けて公益法人に準ずるものとして政令で定められるものを除く。)の理事又は職員である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令(平成19年政令第276号)第5条で定められる者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。
- 3 監事には、本会の理事(親族その他特殊な関係にあるものを含む)及び職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。
- 2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 4 会長及び業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

- 第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) 本会の業務及び財産の状況を監査すること。
 - (3)総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若 しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、そ の旨を理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするために必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。
 - (6) 前号の請求があった日から5日以内に、理事会の招集通知 (請求があった日から2週間以内の日を開催日とするものに限る) が発せられないときに、理事会を招集すること。
 - (7) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しく は定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告 すること。
 - (8) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその 行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれ があるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
 - (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員の任期)

- 第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関す る通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事は、同一の役職に引き続き就任するときは、選任後6 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任するこ とができない。
- 3 理事及び監事は、第21条第1項及び第2項で定めた定数に足りなくなるときは、任期満了又 は辞任により退任した後も、新たに選任した役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を 有する。
- 4 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(解仟)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって、解任することができる。

(役員の地位の喪失)

第29条 役員は、第23条各号に該当するに至ったときは、役員としての地位を喪失する。

(役員の報酬等)

第30条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員及び会員以外の者から選任した監事には、 総会で定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

- 2 役員に対して、その職務を遂行するために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、別に定める役員等の報酬及び費用弁償に関する規則による。

(役員の責任及び免除)

第31条 理事又は監事が、その任務を怠り、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負った場合、当該理事又は監事(理事又は監事であったものを含む。)が善意でかつ重大な過失がない場合に限り、本会は、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議により免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第32条 本会に理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第33条 理事会は、法令及びこの定款に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務執行の監督
 - (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 従たる事務所その他重要な組織の設定、変更及び廃止
 - (4) 事務局長の選任及び解任
 - (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制をいう)の整備
 - (6) 第31条に規定する責任の免除

(種類及び開催)

- 第34条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 定例理事会は、年4回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1)会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第26条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事か招集 したとき。

(招集)

- 第35条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。
- 2 前条第3項第3号の規定による場合はその請求した理事が、前条第3項第4号の規定により監事が招集する場合は監事が、理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、 その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理 事会において定めた順序による理事がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

- 第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議事に加わることができる 理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
- 2 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(決議の省略)

第39条 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、 議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、 その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたとき は、この限りでない。

(議事録)

- 第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。
- 2 前項の議事録には、出席した会長及び監事は、署名又は記名押印しなければならない。

(顧問)

- 第41条 本会に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の決議により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要事項について会長の諮問に応ずる。
- 4 顧問には、費用を弁償することができる。

第7章 委員会

(職能委員会)

- 第42条 本会に次の職能委員会を置く。
 - (1) 保健師職能委員会
 - (2)助産師職能委員会
 - (3) 看護師職能委員会
- 2 各職能委員会は、それぞれ職能上の問題を審議し、会長に助言する。
- 3 各職能委員長は、保健師職能、助産師職能、看護師職能の理事をもってこれにあてる。
- 4 各職能委員会の委員は、理事会においてこれを選任する。
- 5 各職能委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(職能委員会以外の委員会)

- 第43条 前条に定めるもののほか、本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会は、総会、理事会その他の機関の権限を侵さないものとする。
- 3 委員会の委員は、理事会においてこれを選任する。
- 4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

- 第44条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長その他所要の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、会長が任免する。ただし、事務局長の任免に当たっては、理事会の決議を経 なければならない。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 支 部

(支部の設置)

- 第45条 本会は、第3条の目的を達成するため、支部を置く。
- 2 支部長は、地区理事をもってこれにあてる。
- 3 支部の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事業所

(事業所)

- 第46条 第4条第5号に規定する事業を実施するため、訪問看護事業を行う事業所(次項において「訪問看護ステーション」いう。)及び居宅介護支援事業を行う事業所(次項において「居宅介護支援事業所」という。)を設置することができる。
- 2 訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所の組織その他必要な事項は、理事会の決議により別に定める

第11章 資産及び会計

(事業年度)

第47条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計の原則)

- 第48条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準その他の会計の慣行 に従うものとする。
- 2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(資産の管理)

第49条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第50条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下、

「予算書等」という。)については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の 承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 予算書等については、通常総会に報告するものとする。
- 3 予算書等については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧 に供するものとする。
- 4 予算書等については、毎事業年度開始の日の前日までに、岩手県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

- 第51条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の付属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書
 - (6) 財産目録
 - (7) 資金調達及び設備投資の実績を記載した書類
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常 総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受け なければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類は主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するととも に、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要のものを記載した 書類
- 4 第1項各号(第7号を除く。)及び前項各号の書類並びに正会員名簿は、当該事業年度経過後3 か月以内に、岩手県知事に提出しなければならない。
- 5 貸借対照表は、通常総会終結後遅滞なく公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第52条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内 閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的 取得財産残額を算定し、前条第3項第4号に定める書類に記載する。

(株式等に係る議決権)

第53条 本会は、保有する株式(出資)に係る議決権を行使してはならない。

第12章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第54条 この定款は、総会において、すべての正会員の3分の2以上の決議により、変更することができる。

(合併等)

第55条 本会は、総会において、すべての正会員の3分の2以上の決議により、他の法人法上の 法人との合併又は事業の全部譲渡を行うことができる。

(解散)

第56条 本会は、総会において、すべての正会員の3分の2以上の決議、その他法令で定められ た事由により、解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第57条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、総会の決議により、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第58条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議により、国若しくは地方公 共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法(昭和32年法律第26 号)第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第13章 公告

(公告方法)

第59条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

第14章 補 則

(委任)

第60条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。次項において「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記を行った日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散登記と、公益社団法人の設立の登記を 行ったときは、第47条の定めにかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設 立登記の日を事業年度の開始日とする。なお、この場合に おいて、第50条第1項の定めに かかわらず、後段の予算等については、認定法第21条第1項かっこ書きの定めを適用する。
- 3 この法人の最初の代表理事は、兼田 昭子 とする。
- 4 この法人の最初の副会長は、赤石 幸絵 及び 岩井 敦子 とする。
- 5 この法人の最初の専務理事は、千葉 一枝 とする。
- 6 この法人の最初の常務理事は、姉帯 敏子 とする。

附則

この定款は、平成26年6月14日から施行する。

附則

この定款は、平成28年6月18日から施行する。